注　記

Ⅰ．重要な会計方針

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」(国立大学法人会計基準等検討会議　平成28年２月１日改訂)及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」(文部科学省、日本公認会計士協会　平成28年４月21日最終改訂))を適用して、財務諸表を作成しております。１日最終改訂))を適用して、財務諸表を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

下記を除き、期間進行基準を採用しております。

退職一時金に充当される特殊要因運営費交付金	・・・・・・・	費用進行基準
文部科学省が指定する基幹運営費交付金、特殊要因運営費交付金	・・・・・・・	文部科学省が指定する業務達成基準または費用進行基準
特定のプロジェクトに充当される期間運営費交付金	・・・・・・・	業務達成基準

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	６年～55年
構　築　物	９年～50年
工具器具備品	２年～20年
車両運搬具	４年～７年

なお、国から承継した償却資産については、見積耐用年数で、受託研究収入によって購入した償却資産については、研究期間で減価償却しております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、国から承継した償却資産については、見積耐用年数で、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第90）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

教職員の賞与については、当該賞与を支払う年度において受領した運営費交付金により支払うため、引当金は計上しておりません。また、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

なお、運営費交付金による財源措置のない教職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

運営費交付金（特殊要因運営費交付金）により財源措置が予定される役職員の退職一時金については、財源措置が明らかであることから、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

上記以外の役職員の退職一時金については、退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合退職による退職金要支給額を計上しております。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人基準第87第４項に基づき計算された退職一時金及び年金給付に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

５．環境対策引当金の計上基準

法令、中期計画等に照らして客観的に財源が措置されていることが明らかでないＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理費用の見積額を計上しております。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　評価基準

低価法を採用しております。

⑵　評価方法

移動平均法を採用しております。

８．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

決算日における10年利付国債の利回りである0.065％により計算しております。

９．リース取引の会計処理

リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

11．財務諸表の表示単位

財務諸表は、千円未満切捨てにより作成しております。

なお、利益の処分に関する書類（案）については、円単位で表示しております。

12．表示方法の変更

国立大学法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」及び「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費」を「受託研究費」及び「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」に、キャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「受託研究収入」及び「共同研究収入」に、国立大学法人等業務実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」にそれぞれ区分して表示しております。